





時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条（震災特例法第十一条の六）第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」の」と、同法第四十一条第二十五項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の六）第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の六）第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」の規定の」と、同法第四十一条の十九の四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の六）第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の六）第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」の規定の」とする。

2 法第十一条の六第二項又は第五項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第五項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）を同条第二項又は第五項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該居住不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 三 省 略

3 法第十一条の六第二項又は第五項の規定により租税特別措置法第三十一条の三、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する場合におけるこれらの規定及び法第十一条の

時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条（震災特例法第十一条の七）第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」の」と、同法第四十一条第二十五項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七）第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七）第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」の規定の」と、同法第四十一条の十九の四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七）第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七）第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」の規定の」とする。

2 法第十一条の七第二項又は第五項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第五項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）を同条第二項又は第五項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該居住不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 三 同 上

3 法第十一条の七第二項又は第五項の規定により租税特別措置法第三十一条の三、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する場合におけるこれらの規定及び法第十一条の

六第二項又は第五項の規定により第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五第六項に規定する所有期間については、法第十一条の六第二項又は第五項に規定する政令で定める日の翌日から起算するものとする。

七第二項又は第五項の規定により第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五第六項に規定する所有期間については、法第十一条の七第二項又は第五項に規定する政令で定める日の翌日から起算するものとする。

（帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例）

第十八条の八 法第十八条の十第一項に規定する政令で定める帰還・移住等環境整備推進法人は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第三十一条の三 省 略

第三十一条の二の二 同 上

（帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第三十一条の三 法四十条の四に規定する政令で定める帰還・移住等環境整備推進法人は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

—